

山形県山形海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域(※) (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類(※)	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区(※)	条件(※)
海定第1号	有限会社仁三郎	山形県鶴岡市三瀬地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線分及びアとウを結んだ線分によって囲まれた区域 ア 北緯38度43分12.8秒東経139度38分32.7秒の点 イ 北緯38度43分29.2秒東経139度38分02.8秒の点 ウ 北緯38度43分38.7秒東経139度38分17.3秒の点		定置漁業	定置漁業(ぶり定置漁業)	12月1日から翌年8月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	山形県鶴岡市由良一丁目、同市由良二丁目、同市由良三丁目、同市三瀬、同市小波渡及び堅苔沢	漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁具を設置しなければならない。